

会議録

会議の名称	第2回小金井市子ども・子育て会議	
事務局	子ども家庭部子育て支援課	
開催日時	令和8年1月29日(木) 18時30分から19時40分まで	
開催場所	801会議室	
出席者	委員	会長 金子 嘉宏 委員 会長職務代理 萬羽 郁子 委員 委員 岩瀬 有未 委員 喜多 明人 委員 後藤 真護 委員 小西 和弘 委員 小峰 優子 委員 佐藤 歩 委員 清水 圭樹 委員 水津 由紀 委員 鈴木 隆行 委員 中村 靖夫 委員 村田 由美 委員 安岡 圭子 委員
	事務局	子ども家庭部長 堤 直規 子育て支援課長 鈴木 美苗子 子育て支援係長 古賀 誠 子育て支援係主任 高橋 奏恵 保育課長 黒澤 佳枝 保育課保育係主任 岡崎 章尚 保育施策調整担当課長 中島 良浩 児童青少年課長 平岡 美佐 こども家庭センター長 富田 絵実
傍聴の可否	可	
傍聴者数	2人	
会議次第	1 開会 2 子どもの権利部会について(報告) 3 民設民営学童保育所におけるプール事故について(口頭報告) 4 第三期市町村子ども・子育て支援事業計画 代用計画について 5 乳児等通園支援事業実施計画について 6 その他 7 閉会	
発言内容 発言者名(主な 発言要旨)	別紙のとおり	
提出資料	資料6 小金井市子ども・子育て会議委員名簿 資料7 第三期市町村子ども・子育て支援事業計画 代用計画 認可1 乳児等通園支援事業実施計画書	

令和8年1月29日

○金子会長 それでは、ただいまから第2回小金井市子ども・子育て会議を開催いたします。

本日は、竹内委員から御欠席の御連絡をいただいております。

それでは、早速ですが、次第の(2)子どもの権利部会を行います。

事務局から説明をお願いいたします。

○児童青少年課長 お手元の資料6を御覧ください。前回、子ども・子育て会議で子どもの権利部会の設置について御承認いただきましたが、資料に記載しておりますように、子ども・子育て会議条例第8条第2項に基づき、令和7年10月21日、会長から指名を受け、5名の委員の皆様が部会員として御就任いただきました。お忙しい中、誠にありがとうございます。

また、第8条第3項において、部会に部会長を置き、部会長は部会員のうちから会長が指名することになっております。本規程に基づいて、部会長には水津委員を指名いただいたところでございます。水津委員、よろしくをお願いいたします。

○水津委員 よろしくをお願いいたします。

○児童青少年課長 なお、第1回子ども権利部会の開催につきましては、令和7年11月25日に開催し、子どもの権利の日の制定や子どもの意見の議論が実現につながる仕組みづくりについて、今後、権利部会で検討するテーマとして共有したところでございます。第2回の部会につきましては、令和8年1月21日に開催し、子どもの権利の日制定に向けた意見聴取について御意見をいただいたところでございます。

様々御意見をいただいたところではございますが、庁内の協力体制等のお話をさせていただきまして、現在、教育委員会の御協力の下、1月26日から2月16日まで、公立小学校3年生以上と公立中学校の児童生徒、保護者を対象に、まなびポケットを利用してアンケートを行っております。また、3月頃にパブコメの実施に向け準備をしているところでございます。

雑駁ではございますが、報告は以上です。

○金子会長 ありがとうございます。

事務局からのただいまの御説明をいただきました。御発言されたいことがありました

からお受けしたいと思います。なお、いつものことですが、御発言の前にはお名前をおっしゃっていただくようお願いいたします。

何かございますでしょうか。

○水津委員 お世話になります。

先ほど課長のほうから話があった子どものアンケートは、子どもたちが、中学生の子どもたちが集まってつくった前文を基に、子どもの権利の日の条例の前文などについてのアンケートということになっているので、まなびポケットを使ったもので保護者と一緒という形になると思うんですけども、もし周りで対象の方がいらっしゃいましたら、ぜひアンケートに答えていただけるように促していただけたりとかすると数が集まっていいかなと思いますので、皆さん、よろしくようお願いいたします。

○金子会長 ほかの皆様、いかがでしょうか。お願いします。

○喜多委員 今の子どものアンケートのことなんですけれども、通常、学校に協力していただく場合には、それぞれのクラスでアンケートを各先生にお願いするのが一番正確で、全体の子どもも、アンケート回収もできるんですが、やっぱり例えばここに教育委員会さんがいらっしゃらないので、結果的には当日は学校の協力を得るにしても、実質的には親を通して、子どものアンケートを親を介してアンケートをするという形しか取れなかった。ただ、親が入っちゃうと、普通の子どもの本当に率直な意見が出てくるかどうかというのはすごく不安でして、今回はもうしようがないんですけども、できれば今後の子どもの意見の聴取については、むしろ教育委員会さんが中心になって、学校を通して先生たちが協力する形で全校的なアンケートが取ればいいかなと。そういう形で、今後、部会としても取れないかなという相談をさせていただいています。

以上です。

○金子会長 ありがとうございます。

まなびポケット経由ですけど、教育委員会ではないということなんですね。

○児童青少年課長 学校の御負担の軽減が図れるよう、教育委員会を通してまなびポケットで提供させていただきます。

○金子会長 佐藤先生、何かありますか。

○佐藤委員 これはすごくよく問題になるお話なんですけれども、現場の負荷というよりも子どもの負荷ですね。今、アンケートがものすごくあるんです。いろんなアンケートが、皆さん、すごい思いを持っている、子どもの声を聞きたいということでアンケートをし

ていただいているんですが、大量にあるんです。実際、授業の中で全部やっていくってなるときはなかなかさばききれない量のアンケートが子どもに下りてきています。それを全員にやらせることがどうなのかというのが、いろんな方面というか、そこについてはいろいろ校長会としても御意見を言わせていただいているところです。そうなった場合、任意という形ですね。全員にやりなさいというものではなくて、任意という形を取ったほうがいいんじゃないかという御判断を関係部署でしていただいたんじゃないかなというふうに考えています。

子どもがまたアンケートか、またアンケートか、またアンケートかっていう、今、状態になっているということを御理解いただければというふうに思います。

○喜多委員 そのことは、現場のそういうもういろんなアンケートが行くということは承知の上とか、そういう中で、実際にはこども基本法ができて、重要な子ども政策の実施について、策定についても子どもの意見を反映しなきゃいけないという法律がこども基本法に遵守条項にできたために、今回のアンケートというのは何かというと、11月に予定され、7月か、予定されている子どもの権利の日の条例の前文を子どもたちがつくって、その条例の前文について意見を求めるという、子どもの意見を求めるという、つまり様々に子どもの意見を聞くものがある、おっしゃるとおり何でもかんでも調査、アンケートが現場に押し寄せて、あるいは子どもたちに押し寄せるということは大変負担がかかるし迷惑な話なんです。

ただ、これはいずれにしても。一応、法律で決められている枠の中の基本的な子ども政策を策定するところでの子どもの意見だったものですから、それはぜひ子どもたちの率直な意見が聞かれる的、しかも前文は子どもたちが原案をつくっていますので、子どもたちがつくった原案について子どもたちの意見を聞こうというときに、できるだけ学校や教育委員会の協力をいただくと非常にありがたいという筋ですので、やっぱり取捨選択、必要だと思うんです。必要な範囲で、負担になりますから必要な範囲でのアンケートなんですけど、今後、ちょっと教育委員会さんとのその辺の意思疎通が行われるといいなというふうに思っています。

○佐藤委員 もう1点だけ。子どもの負担とはまた別にちょっとありまして、今、言ったのは本当にそのとおりでと思うんで、その趣旨を学校で説明すること、そんなにそこは長くならないとは思っています。

ただ、学校で行った場合、これをやらないということを主張する権利は剝奪されてし

まうというのが大きな問題だなど。アンケートってなったときに、学校でやったら全員が答えなきゃいけないというふうになってしまうという側面もあるというのがあれですね。権利ってなった場合、その大切さを教えるのが学校。ただ、それを選ぶのかどうかってなったときに、全員強制という形になっちゃうところはちょっと引かかる。強制してないんです。強制しないでも、子どもにとっては先生に言われたことは強制と捉える子が出てきちゃうなというのは若干引かかるところではあるのですが、その辺、バランス取ってうまくできればいいなというふうに思っております。

○金子会長　　そうですね、中高に行くと、さらに探求的な学びというのが始まってくるんですけども、お互いにアンケートを取り合うということが結構、今、起きているわけです。いろんなテーマでみんなの意見を聞きたいというようなことが、探究の時間には全国でアンケートだらけになっているという状況ですね。多分、小学校も、次期学習指導要領からは総合の時間に情報を入れなさいという指示が出そうですので、そういう中でやっていくというのもあると思いますし、逆に前文を書いた子たちにとってみたら、アンケートはこれしか返ってこなかったというのも一つの学びになると、佐藤先生が、今、おっしゃったとおり、そもそも返してくれないんだなということの学びがすごく重要なことというふうに思います。情報というか、アンケートを取るとか情報活用能力という面で見ると、人はそんなに簡単にアンケートには答えてくれないというところの学びも、多分、出てくるかなと思いますので、やっぱり学校とうまく話しながら、学校も絶対ノーというわけではなくて、多分、こういうやり方だったらできるというところを考えてくださると思いますので。

どうぞ。

○鈴木委員　　アンケートの数を増やしたいということであれば、学保連からも「こういうのがあります」ということを話すことはできると思います。ですが、すみません、ここまで聞いておいて、実はアンケートの趣旨がいまいち分からなくて。この状態では「アンケートに答えてください」と言えないなと思っています。

「権利の条例を制定するための前文に関するアンケートです」と言われても、多分、それだけじゃなかなかやってくれないのではないかなと思います。特に子どもたちにそのまま伝えても、「やらなきゃ駄目ですか」って、返ってくると思います。なので、もう少しこういうことのためにやりますというようなものがあると少し宣伝しやすいかなと思いますが、どなたか趣旨をもう少し説明していただけると助かります。

○児童青少年課長 御意見ありがとうございます。

前回、子どもの権利の日を制定するに当たって、中学生の子どもたちと一緒に検討してきた中での主な意見としてのが、自分が一番ほっとできて、自分が何かを伝えたいというときに、周りのお友達や大人にどういうふうに対応してほしい？ どういうふうだったら自分が話を聞こうと思う？ 話ができると思う？ というところから、みんなと一緒に日頃の自分がどきどきすることとか、とても嫌な思いをしたこととかを共有しながら前文案を作成してきました。

また、権利の日は何のために制定するのかというところで、子どもと日頃、関わりのない大人も、子どもが意見を持っていて、その年齢に応じて何か意見を発したいと思っていること、それに対して、その子の年齢とか成長に応じた意見の聞き方があって、子どもに関わっている、関わっていないに限らず、全ての世代の人が、子どもの意見を尊重することを、みんなで考えるときを一緒に持ちましょうという日にしたいというところで、まずは前文を子どもたちに考えてもらい、中学生と一緒につくってきたというところになります。

すみません、鈴木委員がおっしゃったとおり、3月にパブリックコメントもやるんですが、その際にはそういった背景ですとか、こういう思いでこういう条例をつくりましたというところを、例を入れながら分かりやすく説明できる資料みたいなのをつけて聞けたらなというふうには思っています。

○鈴木委員 ありがとうございます。

今、まなびポケットで展開しているアンケートは子ども向きだと思うので、子ども向きの説明も今の説明と同様な感じになるのですか。

○児童青少年課長 まなびポケットで、今、聞いているのが、まずは条例の前文の3年生、4年生用で平易にしたものと、5年生以上で中学生が考えた文案で聞いています。また、漫画で家族が、子どもの権利について語り合っている場面を入れさせていただいていますが、難しいところとか分かりづらいところはあるかもしれないので改良してみます。

○鈴木委員 分かりました。ありがとうございます。

僕も、多分、対象だと思うんですけど、全然まなびポケットが入ってきていなかったんで、ちょっと後で確認してみます。ありがとうございます。

○水津委員 あと、アンケートの件もちろんそうなんですけど、今後、子どもの権利の日をいろいろ考えていくに当たって、部会としては教育委員会の方とも一緒に話し合っていくと

いうことを前提に考えたいということを提案していますので、その実現も、今後、目指していただければというふうに思っています。

○佐藤委員 教育委員会としてはすごく重く扱ってもらっている案件です。校長会等でもいろいろ話があって、こういうことをやっていますというのをやっているのと、教育委員会とこちらの部署がうまく連携してないということではなくて、教育委員会もかなり力を入れてやっている取組だというふうに認識しております。

○児童青少年課長 家庭で話し合っしてほしいよねって思いを込めてつくらせていただきました。

○金子会長 よろしいでしょうか。主権者教育って、多分、学校でも重要視している分野であるので、うまく、学校は、多分、ノーではないんだと思いますので、入り方とやり方なんだろうなという気がします。

ほかにはよろしいでしょうか。

では、次の議題に移らせていただきます。次第の（３）民設民営学童保育所におけるプール事故についてを行います。

事務局のほうから説明をお願いいたします。

○子ども家庭部長 この件について報告させていただきます。

7月28日にこの事故が発生いたしました。そして、同年12月22日に小金井市民設民営学童保育所におけるプール事故検証委員会から市長に答申が出されて、検証報告がなされています。あわせて、同日、運営事業者のほうでも原因究明・安全性検証委員会というのを設けていたんですが、そちらの検証報告書が公表されているという状態です。そちらについてはお配りとかは特にしていませんけれども、よろしければホームページとかを御覧ください。

その概要及び概要等を踏まえた今後の市の対応について御報告させていただきます。大変申し訳ないんですけども、今、詰めているところでありまして、1月中に一定の対応、その上で2月3日の厚生文教委員会へ報告をということになるので、今日は、具体的なことというのは次回の報告となってしまいますが、概略について御説明したいと思います。

まず、お手元がないと思いますので、検証報告書のポイントだけ御説明したいんですが、検証報告では、事実の確認や原因究明をされた上で改善策が提言されています。その概要は、報告書を御覧いただくと26ページの部分ということになるんですが、大きく5つの問題があったと。事故の発生、事故の発見、救命という3つの観点から見ると、

浮き具、フィックスを着用していないこと、それから深さを調整する水深調整台を一部にしか敷いていないこと、それから、誰も本児が沈んだ瞬間を誰も見ていなかったと、そして沈んだ本児を長時間発見できなかった、早期に発見ですね。そして、最後に救命措置における胸骨圧迫、胸の圧迫と人工呼吸が遅れているという5つの点が指摘されて、これに対して、報告書の31ページからになりますけども、当該学童クラブ、それから当該のスポーツクラブ、そして私ども市に対して改善策が提言されているものです。

市の改善策としては、8点指摘されているんですけども、セルフチェックの早急な導入等、そういったことが提言されています。

この提言を踏まえて、今、ちょっと言いましたが、市では1月中に運営事業者に対して、市が必要と認める措置について通牒し、その実施を強く要請して、実施状況を定期的に報告させる方向で、現在、調整しております。その中では、先ほどもちょっと申し上げた市の検証委員会報告書に提言されている取組とともに、運営事業者の検証委員会で提言された取組についても、早期かつ確実に実施することを求めて併せて報告、確認していくということを考えています。

現在、調整中でありまして、現在、御報告できるところは以上ということになりますが、引き続き学童保育所における安全性の確保向上に向けて取り組んでまいります。具体的な対応について、そういう意味で次回の子ども・子育て会議で報告できると思いますので、そのときさせていただきたいと思います。

○金子会長 ありがとうございました。

○子ども家庭部長 金子先生に委員長を務めていただいておりますので大丈夫でしょうか。すみません、検証委員会は、検証中には影響がないように、検証中は名前が伏せられておまして、最後、検証報告書のほうにお名前を記させていただいた、そういう形になっているので、今日、初めて申し上げます。

どうも先生、御尽力ありがとうございました。

○金子会長 ありがとうございました。

○子ども家庭部長 しっかりやっていきたいと思えます。

○金子会長 皆さんから御意見をというところで、先にあればお伺いしたいと思えますが、よろしいですか。

本当に痛ましい事故で、あってはならないことだったと本当に思いますし、検証委員会は終わっているんですけど、これからだと思いますので、基本的にはこれから市のほ

うでしっかり対応していただくということが基本になるかなというふうに思います。

今回、難しかったのは、民設民営であるから、市の指導がどこまで入る、入れることができるのかというところが結構大きな問題になっていたのかなと思っていますので、特に検証委員会のほうでは、安全安心に関してはもう少し市が踏み込んだ対応をすべきじゃないのかというところは強く訴えているところかなというふうに思います。

どうしても民設民営なので、認可しているわけではなくて、認可じゃないんです。やっていい、届出をしてもらっているだけという状況なんですね。そこまで明確な指導という体制が取れてないという事実はあったかなというふうに思いますが、安全安心だけに関してはやっぱりもう少し踏み込んだほうがいいだろうということが描かれていると思いますので、もしお時間のある方がいらっしゃいましたらお読みいただければなというふうに思っています。

では、次の議題のほうに行かせていただきたいと思います。次第の(4)第三期市町村子ども・子育て支援事業計画代用計画についてを行います。

事務局のほうから説明をお願いいたします。

○保育課長 それでは、第三期市町村子ども・子育て支援事業計画代用計画について御説明させていただきます。

子ども・子育て支援法の改正によりまして、生後6か月から満3歳未満の保育所等に通っていない児童が、月一定程度までの利用可能枠の中で、保護者の就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな給付制度として、こども誰でも通園制度が創設されまして、令和8年4月1日から施行するに当たり、子ども・子育て支援事業代用計画を策定する必要があることから、今回、代用計画を子ども・子育て会議に提出させていただいたところです。

こちらの、お配りしました表の一番下に書いてあります必要定員数、令和8年度ゼロ歳児16、1歳児16、2歳児16、計48。これが1日当たりの必要定員数というふうに見込んで計画を立てております。

既に策定しております「のびゆくこどもプラン」の97ページに、乳幼児等誰でも通園制度の量の見込みの計画策定のときに出させていただいております。この量の見込みを策定した段階では、年齢ごとのニーズを表すようにというふうに国のほうで詳細にまだ定められていなかったため、年間の見込み数を計画上は記載しております。ただ、誰

でも通園制度を始めるに当たり、先ほど申し上げましたように、年齢ごとの1日当たりの数を定め直す必要があるということで、今回、代用計画という形で諮らせていただいたところです。

「のびゆくこどもプラン」のほうには、年間1万2,672人というふうに定めております。今回の代用計画では1日当たり48ということで、この関係性なのですが、必要定員数、年齢ごと16、合計48というのは1日当たりの定員数として見込んでおまして、48に月22日を掛けまして、12か月を掛けると1万2,672人、結果というふうになります。ということで、この16、16、48人というのが1日当たりの年齢ごとの見込みの計画数ということになります。

以上でございます。

○金子会長 ありがとうございます。

私も事前に説明を受けたんですが、いろいろとはてな、はてなと浮かんだのですが、基本的にはプランのほうで1万2,672人というものが決まっていて、その細かいものを出せと言われたので、そこから細かい数字に落としたという形になります。なので、これはあくまでも見込み数ということになりますので、1万2,672人分を確保するにはこういうことになりまますというような表現になっているということです。

中間見直しがかかるということですので、実際、どれぐらい使うかは全く分からない状況の中で、今、見込みを立てているという状況で、前に出した数字を細かくしてみましたという話になります。これがプランの中に差し込まれるというか、追加の資料として入るということになるということになります。

900とか908はどうやって出てきたんだとか、そういうことは後から数字を入れているということになります、基本的には。

実際、皆さんに今後の実績の数字が出てきた段階で皆さんにもう一度議論をしていたきながら、どの数字が妥当なのかということが諮られていくんだと思っています。認識しております。

では、よろしいでしょうか。

では、次第の(4)を終了させていただきます。

次に、次第の(5)乳児等通園支援事業実施計画についてを行います。

内容に入ります前に、議題の性質上、この議題については会議を非公開とするか、また会議録の記載方法をどうするかについてお諮りしたいと思います。

まずは、事務局のほうから説明をお願いいたします。

○子育て支援係長 事務局としましては、従前どおりの運用させていただきたいと考えておりますが、委員改選により子ども・子育て会議のメンバーも入れ替わっておりますので、改めて確認させていただきます。

まず、会議の公開についてですが、小金井市子ども・子育て会議条例の9条には、「子ども・子育て会議の会議は、公開する。ただし、公開することが子ども・子育て会議の適正な運営に支障があると認められるときは、非公開とすること」との規程がございますので、原則としては公開となりますが、保育施設等の認可等に関する審議については、「会議の適正な運営に支障があると認められるとき」に該当し、非公開とすべきと考えております。

理由としましては、保育施設の認可等については、認可するか否かによって設置主体及び同業事業者の利害関係に大きな影響を及ぼすものであります。このような性格の議題については、会議を公開した場合、審議等の公平な運営や委員に対する不当な働きかけ等により、自由に意見交換ができなくなるおそれがあり、そのような事態を回避し、委員が議事に専念できるようにし、審議の実質化を図る必要がございます。

また、保育施設の認可等に関する審議内容については、設置主体の資金計画など、一般的には公開していない情報が含まれており、公開により設置した主体の競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあります。

保育施設等の認可等に関する審議について、本市ではこれまで非公開としてきました。また、他市においても、東京都をはじめ多くの市においては非公開としております。

私どもとしましては、児童福祉法において、認可に当たっては「児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴かなければならない」と規定している趣旨を踏まえまして、保育の質を確保するために事業内容の詳細について委員の皆様にお示しし、実質的な審議を行っていただくため、御意見を賜りたいと考えているところです。

以上のことから、保育施設の認可等に関する審議については非公開とすべきと考えています。

次に、会議録の扱いについてですが、会議の目的が達成された後は、会議録は支障のない範囲で公開すべきと考えているところです。具体的な公表の範囲としましては、発言した委員氏名表記せず、内容については要点記録として公開したいと考えているところです。

説明については以上です。

○金子会長 今、事務局のほうから説明がありましたが、御異議ございませんでしたら事務局からの説明どおりに会議は非公開とし、会議録は要点記録とし、委員氏名の表記をしないということで決定したいと思います。皆様、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、異議なしということで、会議のほうは、それでは、議題（５）の乳児等通園支援事業実施計画についての審議については非公開とさせていただきます。

この議題の審議の間に傍聴者の方々には御退出いただくこととなりますが、本日の会議は次の議題（６）その他の審議をもって終了となります。そこで、傍聴者の方々に、議題（５）の審議の間に別室で待機していただくのではなく、そのままお帰りいただけるように議題の（５）を一時保留とし、議題の６を先議したいと思います。よろしいでしょうか。

（「異議なし」という者あり）

○金子会長 それでは、議題の（５）を一時保留とさせていただきます。

次に、議題の（６）その他に移ります。

次回、開催日程について事務局より御説明お願いいたします。

○子育て支援係長 次回の開催は、３月２６日木曜日１８時３０分からを予定しておりますので、よろしくお願いたします。

事務局からは以上です。

○金子会長 そのほか皆様から、何かありますでしょうか。よろしいでしょうか。

では、以上で議題（６）を終了いたします。

ここで傍聴者の方が退出されますので、若干お時間をいただきたいと思ひます。

（傍聴者退出）

○金子会長 それでは、先ほど保留しました次第の（５）乳児等通園支援事業実施計画についてを行います。

事務局より説明をお願いいたします。

（これ以降の乳児等通園支援事業に係る審議内容については要点筆記）

○事務局 それでは、乳幼児等通園支援事業実施計画等について説明する。

乳児等通園支援事業は、こども誰でも通園制度と同一の事業である。こども誰でも通園制度の実施に当たり、事業者は事前に児童福祉法の規定により許認可を、子ども・子

育て支援法の規定により確認を受ける必要があるため、実施計画を提出させていただいている。

認可、確認に当たり、実施計画書を始めとして、各種図面、運営規程、安全確認といった書類を提出していただいた上で行う必要があるが、現時点では書類の不足があるので、3月26日の子ども・子育て会議で正式に認可、確認について付議させていただく予定である。

ただ、4月から始まるこども誰でも通園制度は、4月1日から市民の利用が開始できる状態にする必要があるため、認可、確認の手続より前に保護者、利用者への案内を開始する必要がある。そのため、本日は実施計画書について皆様に御説明させていただいた上で、保護者に対する周知について先に始めさせていただくことについて御了承いただきたく、実施計画書の御説明をさせていただく次第である。

それでは、具体の説明になる。

令和8年4月からこども誰でも通園制度の実施予定している施設は、私立幼稚園が6施設、小規模保育型事業の施設が1施設、公立保育園が2施設、私立保育園が1施設の計10施設で、私立保育園2施設のみ、在園児と合同で授業を実施する余裕活用型となっており、ほかは個別の部屋、在園児とは別の個別の部屋で保育を実施する一般型というふうになっている。

○委員 幼稚園でゼロ歳児から2歳児を受け入れるというところで、そもそもノウハウが幼稚園にあるのか。また、幼稚園や保育園がこの事業をやると、働く人がいるのかというところで、スタートが本当にできるのかというところが疑問である。

○事務局 今年度に東京都の補助金を使って多様な他者との関わりの機会の創出事業という、東京都版のこども誰でも通園制度自体が開始になっている。令和8年4月から国の法定事業化に伴い、それに移行していただくという意味合いなので、体制の心配はない。

○委員 素朴な疑問だが、子どもが来ても来なくてもお金がつくということでもいいのか。

○事務局 施設の事業運営費に関しては、主に都の事業を並行して実施していただき、かつ国のほうからも1時間当たりの利用料をもらって事業運営をしていただくということになると考えており、令和7年度に既に都事業のほうでそのようにやっていたいっているので、同じように運営費も充てながら事業を継続されると、来ても来なくてもというふうに考えている。

○委員 利用に関しては直接園に申し込むのか、それとも保育課がワンクッション入るのか。

- 事務局　　こども誰でも通園制度を使える認定証を保育課が発行した上で、利用者が全国共通のシステムのオンライン上で申込みをし、各施設が申込状況を見て確認をするという仕組みで提供される予定となっている。
- 委員　　利用したい方がスタートできる時間について、大体どれぐらいというふうに踏んでいるのか。
- 事務局　　3月1日以降、保護者への認定申請開始の案内をした上で、希望者は3月頭に認定申請手続の申請書を出していただき、4月1日利用に間に合うように手続はしたい。
- 委員　　利用するまでの1か月間に申込みできなければ次年度を待たなければならないのか。
- 事務局　　大体一月サイクルとなる。
- 委員　　申請の方法は紙とか電子のどちらか。
- 事務局　　基本、電子でできるように準備したい。
- 委員　　この制度の利用回数に制限はあるのか。
- 事務局　　国のこども誰でも通園制度はお一人当たり月10時間まで。ただ、都のほうの制度は1人10時間という枠ではなくて、1人160時間のため、10時間を超えても利用されるというスキームになっている。
- 委員　　先ほどの代用計画では、ゼロ、1、2歳児でそれぞれ16人ずつだが、ゼロ歳児の受入先がほとんどないと思う。これから頑張っていくのか。
- 事務局　　まずは段階的縮小で部屋が空き始めている公立保育園のさくら保育園、くりのみ保育園でこども誰でも通園制度をやろうというところで始めており、それをモデルにして、フィードバックしながら、もうちょっと広げていけたらいいなというふうに考えている。
- 委員　　例えば2歳とゼロ歳に比べたら2歳が多いとか、そういうのがもしあるのであれば、この代用計画の段階で16、16、16と均等に割らずに、もっとやりやすいところを増やして計画しておいたほうがいいのか。
- 事務局　　均等に割るべきかどうかというのは中でも議論があったが、一旦、代用計画では均等に割らせていただいた。
- 金子会長　　皆さん、そのほか、よろしいでしょうか。
- それでは、以上で次第の(5)を終了とさせていただきます。
- 本日の審議事項は以上となります。
- 先ほども、その他、言いましたが、もし何か言っておきたいことがありましたらと思います。よろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして本日の会議を終了させていただきます。ありがとうございました。
いました。

— 了 —